2 遺構各説

A 西・中・東各区を分ける遺構 付内裏北面築地回廊ほかの遺構

SA8171 (PLAN 7)

内裏西外郭を画す築地

内裏外郭の西を画する築地である。この築地の実態は，本調査によっては知ることができなかったが，その後の調査（第91次調査）によって南の地域で存在を確認しており[1]，歌姫街道の下を北まで続いているものと考えられる。 *

SA505 (PLAN 3·9·10, PL.5—2,6,7—1·2) 付 SX517～519

西面築地

調査地域の西寄り（6AAO区P・Q・R地区）にあり，中区の西を限って西区と区分する南北築地（以下，西面築地とよぶ）である。この築地は，南端で東におれ，後述する南面築地 SA488 に接続しており，北端部は調査地域外にある北面築地の位置を後述のように想定すると，南・北両築地の距離は約73m（245尺）となる。築地本体の基底上には，部分的に若干の柱穴をみいだしたが，寄柱穴として確実なものはない。築地南端部約 15mの間では，築地本体の基底（幅2.2m）西側に1段下って（0.2m），犬走りとみられる平坦面（幅0.3～0.4m）があり，その西に接して溝 SD536（幅0.8m，深さ0.3m）がある。築地の東側には，これに対応する平坦面はなく，すぐ雨落溝（幅0.6m，深さ0.2m）となっている。 *

西面築地南の暗渠

西面築地 SA505には，3カ所に暗渠を設けている。SX517 (PLAN 3) は，このうち最も南の暗渠であって，西面築地・南面築地の入隅から西にぬけている。なお，この暗渠の位置は，後述する門SB489の北雨落溝の西延長線上にあたっている。木樋などの施設はのこっていないが，それを埋めるための掘形（上端幅0.6m，深さ0.2m）がみとめられた。

西面築地中央暗渠

SX518 (PLAN 9, PL. 8—1) は，西面築地 SA505 に設けた3カ所の暗渠のうち，中央に位置するものであって，SX517の北約21mの位置にある。掘形（幅0.6m，深さ0.4m）のなかに，木樋が埋めてある。木樋は，ヒノキの丸木材（長さ2.75m，径0.4m）を半截したものを，断面U状にくりぬいて造っている。木樋西端部の底面は，東端部のそれより約9cm低い。なお，この木樋の両端近く（端から約0.4m）には，それぞれ両側上端面の内側に接して切り欠きをつくる。蓋板をのせる桟（いずれも現存しない）をうけるためのものであろう。 *

西面築地北の暗渠

SX519 (PLAN 10, PL.8—1) は，SA505に設けた3つの暗渠のなかで最も北にあり，SX518

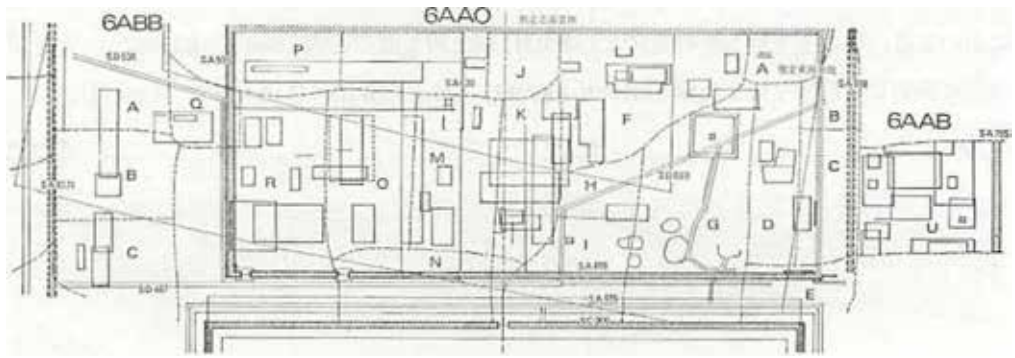

Fig. 11 西・中・東区を分ける遺構内裏北面築地回廊

1) 『年報 1975』p. 16。

の北約27mの位置にある。暗渠施設をうめるための掘形（幅0.5m，深さ0.4m）をのこすのみである。この暗渠の東延長上に溝（SD534）がある。

SA488（PLAN 3～6，PL. 3,7,15—1·2，17—1，21—3，22，23—1）付**SD910・SX577**

調査地域の中央南部（6AAO区G・I・N・R地区）にあり，中区の南を限る東西築地（以下，南面築地とよぶ）である。西端で西面築地SA505，東端で推定東面築地にそれぞれ接続しており，両築地間の距離は心々約175mとなる。この南面築地の西部では，後述するように，2つの門（SB489・SB575）の存在を確認している。

南面築地

SA488の西端部，すなわち市庭古墳の周濠の外に位置する部分では，地山を削り出して造った築地本体の基底（幅約1.8m）を検出した。寄柱穴はみいださなかった。いっぽう，SA488の中央部・東部，つまり，市庭古墳の周濠を埋める整地土の部分では，築地の痕跡はのこっていなかった。しかし，築地東端から西35～60m付近では，築地中軸想定線を対称軸とする南北両側に寄柱穴とみられる柱穴列を2列みいだした。柱穴（径25～45cm，深さ12～22cm）は，東西2個ずつ接した状況で，7間分（柱間平均2.9m）以上つらなっている。北列・南列の柱穴（柱間1.8m）は，ほぼ対応している。南面築地の西半（西端から約70m付近まで）では，築地基底の南北両側に雨落溝（幅0.1～0.6m，深さ0.1～0.3m）がのこっており，以東では南側のみに雨落溝がのこっていた。この南雨落溝をSD910とよんでいる。SX577（PLAN 4，PL. 15—3）は築地SA488に設けた暗渠である。丸瓦を組み合せて，底と蓋を作っている。

瓦組み暗渠

SB489（PLAN 3，PL. 7）　第10次調査

南面築地付属の西棟門

南面築地SA488上に南にひらく門である。築地の西端近くにあり，西面築地SA505の築地心から門の中心まで4.5mである。地山を削って造った基壇の基底（東西約5.7m，南北約3.6m）が痕跡的にのこっており，基壇の東辺には，SA488の基底がとりついている。棟門とみられ，築地中軸線上にのって柱穴が東西に2個ならんでいる（柱間約3.0m）。柱穴は不整形で，向いあった内側が浅く（深さ0.2m），外側が深く（0.4m）なっている。外側の深い位置に礎石をおいて柱をたて，内側の浅い部分には，唐居敷などの扉装置があったとみることができよう。

門の南北両側には，玉石で築いた雨落溝があり，門の柱穴は，両溝（間隔3.9m）の中央に位置する。雨落溝は，門の基壇の張り出しにともない，築地SA488の南・北両雨落溝からそれぞれ南と北とに突出（約0.6m）した位置にある。南溝（幅不明，深さ0.2m）には，底に長手に敷いた玉石（0.4×0.3m前後）がよく残っており，ほぼ原状（全長5.5m）をとどめていた。側石は北岸西端に1個だけのこっており，他は石の抜取り痕跡をみるのみであった。溝の南は，現状では底面からつづいて平坦になっており，岸はのこっていない。北溝（幅0.8m，深さ築地基壇検出面から0.1m）の底には南溝の玉石よりやや小ぶりの玉石を12個つらねたものが3mの範囲にのこっていた。底面は西にむかって低い。側石は，北岸に3個残存するのみであった。なお，北溝の底面は南溝のそれより10cm高い。

SB575（PLAN 4，PL. 3—1，15—1・2・4）　第11次調査東

南面築地の第2の棟門

築地SA488上に南に開く棟門である。棟門SB489の東，ちょうど100尺（29.5m）の位置にある。柱間寸法（3.0m）・規模・形式，雨落溝の形状，ともにSB489のそれと同一とみられる。南溝には底石15個が現存しており，底面は西にむかってやや低い傾斜をもっている。側石はすべてうしなわれている。南が平坦で岸をのこしていないことは，SB489の南溝と同様であ

る。いっぽう北溝（幅0.6m，深さ0.5m）には，底石が約半数（11個）のこっていたが，底面の傾斜の有無はわからない。側石は南北両側に1個ずつのこっており，本来の溝の規模（幅25cm，深さ15cm）がわかった。側石の抜取り痕跡はよくのこっていた。北溝の底面は南溝底面より25cm高く，SB489の北溝底面より10cm高い。なお北溝北側の高まり（東西3m，南北0.7m）のバラス敷きは旧地表面とみられる。 *

推定東面築地 付SD831（PLAN 6·17）

東面築地

遺構の上では確認するにいたっていないが中区東半部東端近く，後であげるSA838の柱穴列の西8m前後のところに，東面築地があった可能性を考えている。後述するように，溝SD2093は南面築地の北に沿って流れたのち，暗渠となって築地の下を南流し，ふたたび東にまがっている。東面築地はこの暗渠のすぐ東にあり，暗渠は南面・東面両築地の入隅の位置にあったと想定するのである。築地想定位置西寄りの南北小溝SD831（検出部分14.5m，幅0.5m，深さ0.03m）は，築地雨落溝の痕跡か，その存在位置に影響されて後に設けた溝かも知れない。 *

中区の北を画する築地

推定北面築地 付SA8220（PLAN 16）

内裏北外郭の北を限る築地，すなわち北面築地は，調査地域に北接する道路の下に存在するものを考えている。いま仮りに，北面築地と内側北寄りの主要建物（SB540）との空きを，南面築地とその内側南寄りに建つ主要建物（SB501）との間きと等しく約9m（30尺）と考えておく。北面築地の位置をこう考えると後述する南北塀SA630の柱穴のうち，現在，調査地域北端に検出した柱穴からもう1間分北に築地がくることになる。なお，第95-6次調査においては，築地の名残りともみられる黄色粘質土の高まり（0.25—0.3m）を検出した（SA8220）が，北面築地そのものではないと考えている。中区東半部・西半部の北端には，SA8220の西延長部分は存在しない。しかし，細い東西溝が長く連続しており，これが築地の存在とかかわる可能性はある。 *

SA838（PLAN 17・18）付SD822

東区の西を画する築地

6AAB区と6AAO区との境界位置にある南北築地である。道路下にあるため，発掘調査しておらず，規模の詳細はわからない。しかしガス管工事の際などの観察によって築地基底がのこっていることを確認しており，これに関連するとみられる柱穴列（3間分6.3m）を検出している。また，この柱穴列の西には，南北につづく小溝SD822（検出部分21.5m，幅0.6m，深さ7～14cm）があって，築地にともなう西雨落溝の可能性もある。この築地は，内裏東外郭の西面築地の北延長線上にあり，道路以東のブロックの西を画する築地と考えている。 *

SA705（PLAN 18，PL. 28—2·3，31—2·3）付SX706　第13次調査東

内裏東外郭を画す築地

内裏外郭東面築地，すなわち内裏外郭の東を限る南北築地を，調査地域の東端（6AAB区U地区）で検出した。この築地は調査地域外にさらに続いており，南延長部分は，6AAC区N地区（第21次調査[2]），同区J地区（38次調査[3]），6AAD区G地区（第70次北調査[4]），同区H・I地区（第26・33次調査[5]），6AAE区M・N地区（第70次南調査[6]），同区K・N地区（第35次調査[7]）でそれぞれ確認している。南端部は6AAE区K地区にあり，大極殿回廊の東南隅（第1次調査[8]）から東へのびる築地（SA103）と鍵の手になって接続している。いっぽう北端部は未確認であ *

2）『年報 1965』p. 35～37。
3）『年報 1967』p. 40～42。
4）『年報 1971』p. 30·31。
5）『年報 1967』p. 37·38。
6）『年報 1971』p. 30·31。
7）『年報 1970』p.34。
8）『平城宮跡・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』（奈良国立文化財研究所・学報第10冊，1960年）p. 1～16。

るが，調査地域北端に接する道路の位置で北面築地に接続すると考える。こうして内裏外郭をかこむ築地は，東西約285m，南北約380mにたっするとみられる。

今回の調査で検出した築地SA705（30m分）の東側は一段さらに低く（約1m）水田になっている。築地の東縁はこの水田造成の際に破壊をこうむっており，また，築地の西縁も，後世の溝のためこわされていた。築地の痕跡として確認できたのは，整地土を掘りさげて（0.5m），粘土を積み重ねた基礎地固めのみであって，上部は削平されていた。しかし，築地寄柱穴（方0.5m，深さ0.3m）が2列（桁行柱間平均約3m，東西柱間約2.7m）にならんでみいだされたので，築地基底の幅（約3m）が推定でき，築地の中軸線をきめることができた。これによると，基礎地固めは中心線の西約3mにまでおよんでおり，犬走りの部分をふくんでいたことがわかる。築地にともなう雨落溝はみいださなかった。築地の西に沿う南北溝は時期の下るものである。 築地の痕跡

SX706（PLAN 18，PL. 31-2・3）は，築地SA705の下部に設けた瓦組みの暗渠である。平瓦11枚を，凹面を上にしてつらねて底とし，その上に，丸瓦15個を凸面を上にして伏せ，玉縁でつないでいる。底面は東にむかって低くなる。 瓦組み暗渠

SC060（PLAN. 2～6，PL. 2～4）付 SD941

第2次内裏の北面築地回廊である。今回は，調査地域の南端で，北側柱列以北を検出した。 内裏北面築地回廊

築地回廊は，中央棟通りを築地とした一種の複廊である。凝灰岩の切石で低い基壇（高さ0.2m）を外装し，柱は礎石の上に立つ。今回の調査地域では，礎石そのものは残っておらず，方形の掘形(方1.2m)の中の周辺に根石（長さ0.2m前後）を並べた状況をみいだした（PL. 4—2・3)。

SC060は，全長184.64m（620尺），47間であって，梁行の柱間寸法は7.74m（26尺）である。桁行の柱間寸法は，中央の43間が3.934m（40/3尺）等間となっており，両端の各2間は東・西両面築地回廊の柱列に合せ，その梁行柱間寸法7.74mを2つ割りにした（3.87m，13尺）と推定する。東面築地回廊でみると，棟通りの築地基底幅は約1.8mあり，隣り合う2本の寄柱の外法寸法がこの数値に一致し，寄柱の桁行方向の柱割は，側柱筋のそれとそろっている。

SC060の基壇の北に接して雨落溝があり，基壇の肩を溝内縁の側としている。底には長方形の石（長さ0.5m，幅0.3～0.4m，厚さ0.075m）を横渡しに並べている。内（基壇側）・外の側石には長方形の石を横長に立てて使っており，その下面は，底石下面よりやや低い（0.05m前後）位置にある。内側の側石（長さ0.7m，幅0.2m，厚さ0.3m）の上面は，溝底面より22cmほど高い。この側石の上面の溝側は一段低く（1cm）つくり，葛石（長さ0.7m，幅0.2m，厚さ0.1m）をのせる。築地回廊の北側柱心から葛石外端までの距離は，約1.8mである。外側の側石（長さ0.8m，幅0.2m，厚さ0.2m）の上面は，溝の底面より0.1mほど高い。 築地回廊北雨落溝

SD941（PLAN. 5，PL. 4—1）は北面築地回廊の中央の間の東隣りの間（東第15～16柱間[9]）を，やや西に振れて南流する溝（現長4.5m，幅1.0m，深さ0.08m）である。側石などを失ってはいたが，凝灰岩切石を敷きつめた底石は保存が良い。 内裏に水を導く溝

本調査地域に南接する内裏部分の発掘（第36次調査）によって，この溝の南延長部分を検出しており，上水を流した施設を考えている。水源は井戸SE2128かも知れない。しかし，溝の北延長部分が遺構としては，まったく残っていないので，明言できない。

9）東西柱列の東から15番目の柱を東第15柱，西から3番目の柱を西第3柱等とよぶ。

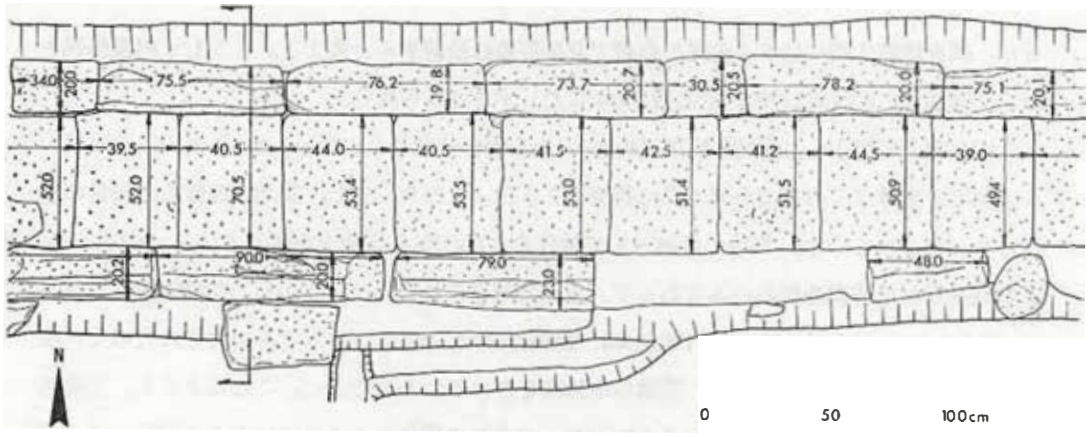

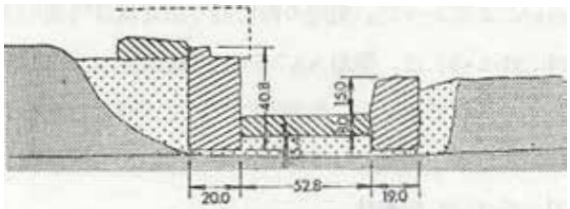

Fig. 12 内裏北面築地回廊の北雨落溝

SA486 (PLAN 3～6, PL. 2～4, 15—1, 21—3, 22, 23—1)

築地回廊に沿う東西塀

内裏内郭北面築地回廊SC060と内裏北外郭南面築地SA488との間に走る東西方向の塀である。SC060の棟通りの北8.5m，SA488の南6.8mの位置にある。この塀の西端の柱穴は西面築地回廊の棟通り，すなわちSC060北雨落溝の西端から東約5mのところにあり，ここから東にのびて6AAO区G地区東端にちかい位置まで53間分（全長156.3m，柱間寸法平均2.95m＝10尺）を検出している。この塀の全長は約177m(60間)と推定している。柱穴は大きく（南北2m，東南1.5m，深さ0.4m），不整形のものも多い。柱根をのこすものはなく，また，柱痕跡をとどめるものもない。柱穴が不整形なのは，柱の掘形と柱の抜取穴があわさった状況で検出されたためであろう。柱穴に凝灰岩がおちこんでいるものがあった。この塀の柱間4間分の寸法がSC060の3間分の寸法（11.82m）と一致し，各4間目と各3間目の柱通りがそろうことから，かつては，この両者が同時に存在し，密接に関連するものと解釈した。しかしその後の成果をあわせ考え，現在では，SA486がSC060に先行したとみられるにいたっている。すなわち第78次北調査で内裏東面築地回廊SC156の下から南北につらなる柱穴列（SA6905）を検出した。この柱穴列の通りはSC156の棟通りと一致している。また第73次調査等によって，内裏南面築地回廊(SC640)の直下で東西柱穴列SA7592北17mの位置で東西柱穴列SA655が検出された。SA486はこれらの柱穴列SA6905・SA7592・SA655とともに内裏の築地回廊が建設される前に存在しており，東西・南北ともに約177mの範囲を区画する施設(塀)であったと考えられる。SC060の造営は，SA486を取りこわした後であろう。それにもかかわらず，両者の柱割が密接に関連している理由は，南北中軸線が同一であったか，造営の尺度が同じであったからと説明できる。なおSA486の中央にあたる位置に柱穴が検出されず，柱間が約6mとなっているのは，ここに門などの施設があったからであろう。

築地回廊に先行の施設

10) 『年報 1967』p. 38·39。
11) 『年報 1963』p. 6。
12) 『年報 1975』p. 11～13。
13) 『年報 1972』p.31～33。

B　西区の遺構 (PL. 8～11, 3. PLAN. 2,35, 8～10.)

西区は，内裏外郭西面築地 SA8171と築地 SA505との間を占める地域であって，6ABB区のA・B・C地区，6AAO区Q地区，同R地区西部にあたる。西区で検出した主な遺構は，建物6・塀1・溝7であって，中・東区にくらべて遺構はすくない。

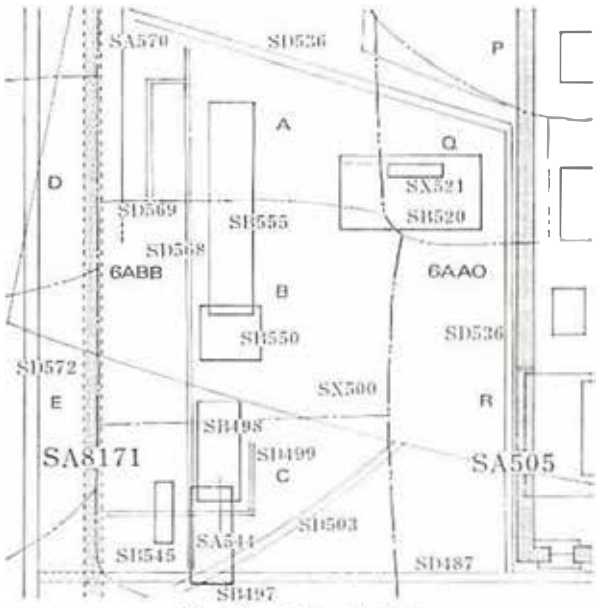

Fig. 13　西区の主な遺構

* **SB497** (PLAN 2, PL. 9—2・3, 35—3)　第10次調査で検出（以下，第10次等と略す）

西区の西南隅近く（C地区南半）にある5間以上（5間分で11.80m）×1間（4.72m）の南北棟建物であり，棟通りには妻柱がない。また，南妻は調査地域の外にあるため未確認である。柱間寸法は，桁行 2.36m（8尺）等間・梁行4.72m（16尺）である。掘立柱の掘形（方1.2m，深さ0.4m）は大きい。重複関係により南北溝（SD568），斜め

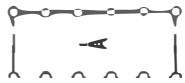

* 溝（SD503）より新しく，すぐ北にある建物（SB498），およびその南にある東西溝（SD487）より古いことがわかる。なお，この建物の東北付近一帯には，風化した凝灰岩が散在していた。

SB498 (PLAN 2, PL. 10—3, 11—4)　第10次・第11次西

西区の西南隅近く（C地区北半～B地区南端）にある5間（12.0m）×2間（4.8m）の南北棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行ともに，2.4m（8尺）

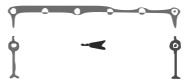

* 等間である。掘立柱の掘形は，方0.7～1.0m，深さ0.4～0.7mである。SB498は重複関係からSB497より新しいことが判明した。なお，SB498の東と南とには，約1.5mへだてて雨落溝の痕跡とみられる小溝SD499（幅0.5m，深さ0.3～0.5m）が逆L形につらなっている。西約1mの南北溝（SD568）はSB497より古くSB498とは無関係である。

SD503 (PLAN. 2, PL. 35—3)　第10次

*　西区の南端近く（6ABB区C地区）に，東北から西南にかけて斜めに流れる溝（検出部分35m，幅1m強，深さ1～1.8m）がある。古墳周濠を作る際に排水用に用いた溝とみられる(p.50 参照)。

11）模式図の記号　●柱根をとどめる掘形　◉柱痕跡をとどめる掘形　○掘立柱掘形
■礎石　□礎石抜取痕跡　…推定　↑は北をしめす

SB520付SX521 (PLAN 8, PL. 5—2, 8—3)　第10次・第11次西

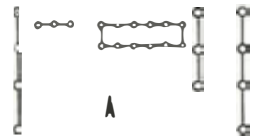

SB520は，西区の東半（6AAO区Q地区南半・6ABB区A地区東南隅・B地区東北隅）にある東西棟建物であって，SX521はその内部にある付設構造物である。SB520は，6間（17.1m）×3間（9.0m）で東・南の2面に廂がつく。身舎の柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.7m（9尺）等間である。廂の出は東・南各3.6m（12尺）である。柱の穴（方1m，深さ0.7m）のうち西妻柱列北第2柱穴は検出できなかった。なお廂柱の掘形10個のうち7個が小さい（径0.2m）のは，あるいは，柱痕跡のみを検出したのかも知れない。SB520の身舎の各柱穴には，礎石の根石が残っており，この建物が礎石の上に立っていたことがわかる。しかし，根石のさらに下には，掘立柱の掘形の存在が確認され，このうちには，柱根の残存しているもの（身舎南柱列西第2柱）があった（Fig. 14）。当初，掘立柱建物としてつくり，のちに礎石建物に改築して，耐用年限を長くしたのであろう。なお，廂の柱は掘立柱のままであるから，あるいは身舎に礎石を挿入する改造の際に，廂を新しくつけ加え増築した可能性が考えられる。付設構造物SX521は，SB520の身舎内，棟通り北側の東寄りにあり，東西5間（6.75m）×南北1間（1.5m）の規模をもつ。なお，SB520の西北隅に柱穴3個が東西にならんでおり（2間分で2.7m），これもこの建物にともなう構造物らしい。

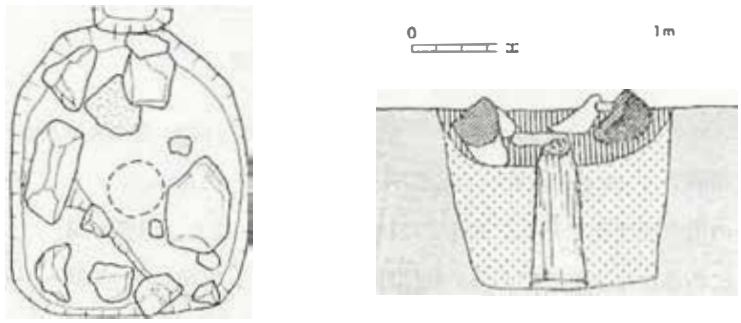

Fig. 14　掘立柱建物を礎石建物に建てかえた跡をとどめる柱穴

SD536 (PLAN. 2・3・8～10, PL. 5・6)　第10次

西区の北端近くを，西北西から東南東にむかって斜行し，さらに南に折れて流れる溝（幅一m，深さ0.2m）である。斜行部分（検出部分48m）は，西区西北隅近く（6ABB区A地区北端）に始まっており，上流はさらに発掘調査地域外にのびている。この溝が南折する位置は，西面築地SA505のすぐ西であって，築地にそって南流し（53m），築地南端の位置で東西溝SD487にそそいでいる。南端部分は，西面築地に付属する中央の暗渠（SX518）の上に重なっており，溝の方が新しい。SD536には斜行部分があり，直行（南流）部分は，築地の雨落溝の位置近くに新しくつくったものであって，この2点は，中区東半部の溝SD487＝890と共通している。

SA544 (PLAN 2, PL. 9—2)

西区の西南隅近く（6ABB区C地区），にある南北3間（6.6m）の塀である。掘形は小さく（径0.3m），柱間寸法は不揃いである（1.8～2.4m）。

SB545 (PLAN 2, PL. 9—2・3)

西区の西南隅近く（6ABB区C地区），建物SB497のすぐ西側にある，3間（7.50m）×

1間（2.25m）の南北棟小建物である。桁行中央の柱間寸法は3.0mと広く，桁行両端の間と梁行の間は，ともに2.25mである。掘立柱の掘形は小さく浅い（径0.4m，深さ0.2m）。

SB550（PLAN 7，PL. 10—3，11—2）　第10次西

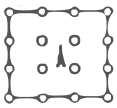

西区の中央西端近く（B地区西南）にある3間（7.2m）×3間（6.3m）の東西棟建物であって，総柱，すなわち柱筋にはすべて柱穴（径0.4m，深さ0.2m）がある。柱間寸法は，桁行2.4m（8尺）等間・梁行2.1m（7尺）等間である。

SB555（PLAN 7，PL. 10—3，11—1）　第10次西

西区の西端近く（A地区南半～B地区北半）にある9間（26.55m）×2間（5.32m）の南北棟礎石建物で，身舎内も総柱である。柱間寸法は桁行2.95m（10尺）等間・梁行2.66m（9尺）等間である。礎石はすべてうしなわれているが，柱穴には根石をのこすものがある。西側柱北第4柱穴のそれはことに保存状況が良好であって，径1mの範囲内に十数個の根石（直径20cm前後）を配していた。礎石すえつけの掘形は，後の削平で変形をこうむっているが，不整円形か方形（方0.7～1.3m，深さ0.15m）である。なお，SB550とSB555とは，総柱という点で共通し，高床の倉庫（校倉か板倉）のような建物と推定できる。

SD568（PLAN 7，PL. 13）　第10次・第11次西

西区の西端近く（6ABB区A・B C地区）を，北から南に流れる溝（幅0.5～1m，深さ0.2m）である。北端部は東折して斜溝（SD536）にまじわっている。南端部は，建物SB497の柱掘形，および後世の土壙によってこわされているが，東西溝（SD487）にそそいだ可能性もある。本来，SD487・SD536と同時期に存在したものと考えられる。

SD569（PLAN 7，PL. 13）　第11次西

西区の西端近く（6ABB区A地区）にあり，前述のSD568の西側を南流する溝（幅0.7m，深さ0.2m）である。北端で東折するが，その先は浅くなって消滅している。南端は未調査地域にのびているが，同地域をへだてた南側に斜方向の小溝があってSD568に合流している。この小溝に続くかも知れない。

SA570（PLAN 7，PL. 11-3）　第11次西

西区の西端（A地区西端）にある南北の柱穴列（検出全長20.65m）であって，調査地域内では，8個の掘立柱の掘形（方0.9m，深さ0.5m）を検出した。柱間寸法は3.0m（10尺）である。南・北両方向ともに未調査地域につづく可能性がある。また，西の未調査地域に，この南北柱列に対応する柱穴が存在するとすれば，その南北棟建物の東側柱列になる。ただし，西の未調査地域には，この柱穴列のすぐ西に接して，内裏外郭の西面築地（SA8171）が位置することが想定されるので，これを建物と考えた場合，両者の同時共存はありえない。そこで仮りに塀と考えておく。

SD572（PLAN 7）　第11次西

西区西端を北から南へ流れる水路（幅2～3m，深さ2m）である。市庭古墳の周濠の西岸に重複しているため，多少みだれている部分がある。この溝は，推定第1次朝堂院・内裏地区と第2次朝堂院・内裏地区との中間を通る基幹水路であって，延長部分は南の各調査区（第27・41・87次調査）で存在を確認しており，SD3715とよんでいる。

C　中区西半部の遺構　(PLAN. 2～4, 8～13, PL. 4～8, 12～16)

内裏北外郭中区は，四辺をそれぞれ西面築地SA505・南面築地SA488・南北築地SA838・想定北面築地によって限る地域である。中区は，中央西寄りにある南北塀SA630によって2部分にわけられるので，それぞれを西半部・東半部とよびわけ，まず西半部の遺構から記述する。

中区西半部は，6AAO区L・M・N・O・P地区とR地区東部とに相当する。この地域で検出した主な遺構は，建物17・塀10・溝6である。 *

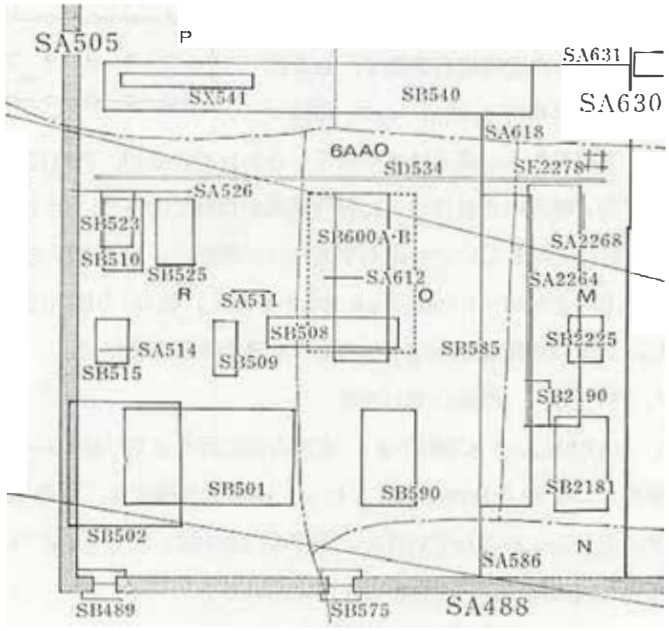

Fig. 15　中区西半部の主な遺構

SB501 (PLAN 3, PL. 5—3, 6, 7—1, 8—1)　第10次

中区西半部の西南隅近く（R地区東南）にある7間(20.65m)×4間(11.8m)の，4面に廂がつく東西棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.95m（10尺）等間である。柱の掘形（方1.5～1.9m，深さ1m)は大きい。柱根（径0.3m）が残っているものが1個あるほか，柱痕跡(径0.4m)をのこすものが多い。身舎の棟通りには，床束の掘形とみられる小穴（方0.7m，深さ0.6m）列があり，床張りの建物だったと考えられる。SB501の南側柱列は南面築地基底北縁から9m（30尺)，西側柱列は西面築地基底東縁から56m（20尺）それぞれへだたったところにある。なお，SB501は，重複関係によって次にあげるSB502より古いことが判明した。 *

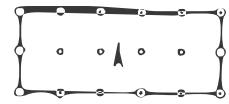

SB502 (PLAN 3, PL. 5—3, 6, 7—1, 8—1)　第10次

中区西半部の西南隅（R地区中央南半）にある5間(15.0m)×4間(13.5m)の，東西両面に廂をもつ南北棟建物であって，身舎の柱間寸法は，桁行・梁行ともに3.0m（10尺）等間，廂の出は3.75m（12.5尺）である。身舎の柱の掘形（方1m，深さ0.6m）には柱根（径0.2m）をのこすものが9個あり，廂の柱の掘形（方0.8m，深さ0.5m）には，柱根 *

(径0.25m) をのこすものが3個あった。なお，この建物の身舎の西北隅にある柱の掘形(深さ0.65m)には，底から45cm上の埋土上に，加工したあとをもつ凝灰岩が置いてあった。この凝灰岩(長さ0.6m，幅0.48m，厚さ0.2m)は，基壇外装に用いた切石を礎石の根固めに転用したものとおもわれる。

* SB502は，柱穴の重複関係から，SB501より新しく作られたことがわかる。またこのSB502は，SA505の廃絶後に造営されたと考えられる。しかし，この建物の西側柱列がちょうどSA505の中心線上にあること，また，SA505に設けられている暗渠SX518が，SB502のすぐ北に位置することから，SA505とSB502との同時存在を考えることもできる。すなわち，SA505の東雨落溝が北から流れてきて，SB502にさえぎられるため，その北に暗渠SX518を設けて水
* を西におとしたとする解釈である。こう考えると，築地SA505の一部を改修して，SB502をたて，両者が同時に共存しえたことになる。発掘調査当時は，いまあげた両様の解釈のうち，後者をとっていたが，本報告書では前者を採用する。

SB508 (PLAN 9, PL. 14—2)　第10次・第10次東

中区西半部の中央（O地区西半～R地区東端）にある7間（16.52m）
* ×1間(3.54m)の東西棟建物である。柱間寸法は，桁行2.36m（8尺)・梁行3.54m(12尺)である。柱の掘形（方0.7～1.1m，深さ0.8m)は大きさがそろっておらず，またその間隔も不揃いであるが，仮りに等間として割りつけてみた。

南側柱列東第2柱穴・同第3柱穴は検出できなかった。この建物付近には，建物としてまとめることができない柱穴が数多くあるが，そのいくつかを採ってSB508を東西9ないし10間，
* 南北2間と解釈できないこともない。なおSB508は柱穴の重複関係からSB600Aより古いことがわかる。

SB509 (PLAN 9) 第10次

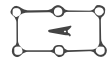

中区西半部西半（R地区東半)，SB508のすぐ西側にある2間（6.5m)×1間(2.95m)の南北棟小建物である。柱の掘形は不揃い（方0.4～1.2m）である。

* **SB510** (PLAN 9, PL. 8—2)　第10次

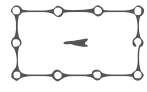

中区西半部の北半西端(R地区の北)，築地SA505のすぐ東にある3間(8.85m)×2間(4.72m)の南北棟建物である。柱間寸法は桁行2.95m(10尺)等間・梁行2.36m(8尺)等間である。柱の掘形（方0.7～1m，深さ約0.8m)の大きさはほぼそろっている。この建物の棟通りは16mの距離をへだてて南にたつ南北棟建物SB502の棟通りと一直線上に
* ある。またこの建物の西側柱列は，次にあげるSB540の西妻柱列と一直線上にある。したがってSB510は，SB502・SB540のいずれとも同時に存在した可能性がある。またSB510はさらに東方の建物SB600と北妻柱列をそろえており同時存在が考えられる。

SA511 (PLAN 9)　第10次

中区西半部の西半（6AAO区R地区北半）にある東西2間（6.4m）の塀である。掘立柱の掘形
* は，比較的大きい（方0.6m)。この塀は，建物SB508・SB509の間の北方3.5mのところに位置し，両建物の間（4m）が馬道のようになっているところを隠す位置にある。目隠塀か。

SA514 (PLAN 9)　第10次

中区西半部の西寄り（R地区の中央）にある東西2間（柱間2.1m）の塀である。つぎに掲げる

SB515と重複しているが，前後関係は不明である。

SB515（PLAN 9）　第10次

中区西半部の西寄り（R地区の中央）にある2間（5.6m）×1間（3.9m）の南北棟建物である。柱間寸法は，桁行2.8m（9.5尺），梁行3.9m（13尺）である。柱掘形は小さい（方0.7m）。塀SA514と重複しているが，前後関係はわからない。 *

SB523（PLAN 9，PL. 8—2）　第10次

中区西半部の北半西端近く（R地区の西北）にある4間（7.2m）×2間（3.6m）の南北棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行とも1.8m（6尺）等間である。この建物の北妻柱列の柱掘形の1つは，後述する塀SA526の柱掘形の1つと重なっており，重複の状況から，それに先行したことがわかる。SB510とも重複しているが，前後関係は不明。 *

SB525（PLAN 9）　第10次

中区西半部の北半西端（R地区の北）にある3間（8.1m）×2間（4.5m）の南北棟建物である。桁行の柱間寸法は，北端の1間が3.3m（11尺），残る2間が各2.4m（8尺）となっている。また梁行の柱間寸法は，東側の間が3.0m（10尺），西側の間が1.5m（5尺）である。東側が身舎，西側が廂と考えられる。柱の掘形は小さい（方0.2〜0.4m）。東側南第1・2柱の掘形は検出していない。なお，この建物の北柱列は，すぐ西にたつSB523の北妻柱列とほぼ一直線上にある。 *

SA526（PLAN 9，PL. 8—2）　第10次

中区西半部の北西（R地区の北）にある東西7間の塀である。柱掘形の大きさ（方0.5m）は，ほぼそろっている。この塀の東端は，南接する建物SB525の東端近くにあり，また西では，SA505の位置で終っている。なお，この塀は，柱掘形の重複関係から見てSB523より新しい。 *

SD534（PLAN10・12，PL. 14—2）　第10次・第11次東

中区西半部の北寄り（6AAO区O地区北）にある東西溝（幅0.5m前後，深さ0.2m）である。西は西面築地（SA505）の北暗渠（SX519）に通じて終っており，東は南北塀（SA630）の近くで消滅する。この溝は建物SB523・SB585・SB600の北妻通の北2mほどのところを通っており，これらの建物に関連した排水溝と考えられる。 *

SB540付SX541（PLAN 10・12，PL. 12・13）　第10次・第11次東

SB540は中区西半部の北端近く（L・P地区），SB501の北方36mにある東西棟建物であって，

SX541は，その内部にある付設構造物である。SB540は18間（52.33m）×2間（5.88m）の規模をもっており，回廊・塀を除外すると，現状では，平城宮で最も長い建物である。柱間寸法は，西端の1間分が桁行2.35m（8尺）となっているほかは，桁行・梁行ともに2.94m（10尺）等間である。柱の掘形（方1.2m，深さ0.8〜1.4m）のうち12個には柱根（径0.35m内外）がのこっていた。柱根の底面には，コンパスで画いた円の墨線をとどめるものがあった。この建物の西第8柱の棟通りには，間仕切りのためとみられる柱穴の掘形がある。ここを間仕切りとして建物の内部が東（11間）西（7間）に2分されていたと考えられる。 *

付設構造物SX541は，この間仕切りの西側，棟通りの北半にあり，東西11間（16.28m）×南北1間（1.48m）の掘立柱だちであって，柱間寸法は，1.48m（5尺）等間である。柱の掘形（径0.8～1.0m，深さ0.6m）は，円形または隅円方形に近い。

SB585（PLAN 11・12，PL. 14—1，16—1）　第11次東・第20次西

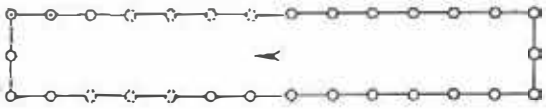

中区西半部の東半（M地区西端・O地区東端）にある13間（38.35m）×2間（5.9m）の，南北棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行方向ともに2.95m（10尺）等間である。ただし，東側柱列北第4～7柱穴と西側柱列北第4・5柱穴との計6個は，この建物と重複した土壙（SK669）による破壊と，付近の土の地表からの汚れ・攪乱とによって検出が困難であった。検出した柱の掘形（方1.3m，深さ0.4m）は計23個である。

SB585の南妻柱列と南面築地基底北縁との距離は9m（30尺）である。またSB585の西側柱列と先にあげたSB501の東妻柱列との距離は24m（80尺）ある。SB585の東側柱列の北延長線上には，さきにあげたSB540の東妻柱列があり，この両建物が西区西半部の北と東とを鉤の手にとり囲むような配置になっている。また，SB585の西側柱列の北延長線上にはSB540との間に，また南延長線上にはSA488との間に，それぞれ柱穴が1個ずつあり，この位置に東西をわける塀（SA618・SA586）のようなものがあったと考えられる。SB585と配置上で相互に密接

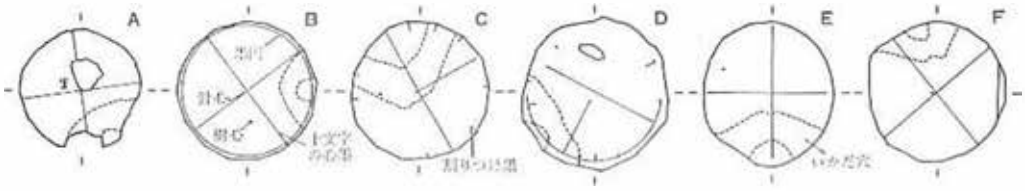

Fig. 16　SB585掘立柱底面の心墨

12）12本ともヒノキの心持材。このうち，底面に心墨（しんずみ），すなわち柱の心をきめる墨線をとどめるものは6本ある。A．北側柱列西第5柱には十文字の心墨をえがく。これは建物の軸線と約8度ずれている。中心近くに「末」の墨書がある。B．北側柱列西第6柱にも十文字の心墨をえがく。建物の軸線と37度ずれている。十文字の交点には針穴があり，これを中心として墨円（半径16.6cm）をえがく。針穴と樹心とは8.1cm離れている。C．北側柱列西第7柱には，T字状の心墨がのこる。建物の軸線と約30度ずれている。底面の周縁には，4分円を4等分する放射線状の短い墨線がのこっている。針穴と樹心との距離は10cm。D．北側柱列西第18柱にもT字状の心墨がある。建物の軸線と約26度ずれている。円の墨線はほぼ半周分のこっている。周縁には，4分円を5分する放射線状の短い墨線がある。ただし5等分にはなっていない。E．南側柱列西第9柱には，十文字の心墨がある。これは建物の軸線にほぼ平行・直交している。針穴と樹心との距離は13.6cmある。F．南側柱列第13柱には十文字の心墨がある。建物の軸線と約41度ずれている。針穴と樹心とは1cmずれている。このように掘立柱6本のうち，建物の軸線方向とほぼ一致する心墨をもつものは1例のみであって他はすべて任意の方向をとっている。45度ふれたものまである。したがって，これらは柱位置を決定するためではありえず，木作りのためすなわち自然木を円柱に加工する際に，まず十文字の心墨をうって心をさだめ，必要寸法の円を墨でえがき，さらに周縁に16角・20角等の割りつけ墨をうち，これにしたがって手斧ではつって円柱に仕上げたものであろう。なお，法隆寺東院礼堂の地下遺構で検出された掘立柱の心墨は，柱を据えるためのものと解釈されている（法隆寺国宝保存事業部『国宝建造物東院礼堂及び東院鐘楼修理工事報告書』1937年，奈良国立博物館『法隆寺東院に於ける発掘調査報告書』1948年）。平城宮東南隅（6ALF区L地区第44次調査）で検出した，推定隅楼の掘立柱建物SB5880では柱掘形の底に礎盤として据えた花崗岩上面に，十文字の心墨をうっている。これは建物の軸線方向と一致し，柱位置を決定するための心墨とみられる。これらについては，村上瀧一「平城宮の造営技法　1掘立柱建物」（『大会学術講演梗概集≪計画系≫』昭和46年度近畿　日本建築学会p. 1025）を参照されたい。

な関係をもつ建物としては，SB501・SB540と，後述する南北棟2棟（SB590・SB600）とがある。すなわちSB501の南側柱列とSB585・SB590の南妻柱列，またSB600の北妻柱列とSB585の北妻柱列はそれぞれ柱筋をそろえている。さらに，これらSB501・SB540・SB585・SB590・SB600Aの5棟には，隣合う建物の側柱間の距離が，柱間寸法の整数倍の長さをとるものが多い。なおSB585は，のちにあげる南北棟建物SB2190と重なっており，柱穴の複合関係から，SB2190より古い。 *

SB590（PLAN 11，PL. 14—3）　第11次東

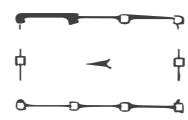

西半部の中央南半（O地区南半）にある3間（11.79m）×2間（6.50m）の南北棟礎石建物である。柱間寸法は，桁行3.93m（13.3尺）等間，梁行3.25m（11尺）等間である。礎石は，東側柱列北第1柱穴と同第2柱穴とにのこっていた。北第1礎石（0.8×0.65m）・北第2礎石（0.85×0.5m）とも自然石のままで加工はない。他の柱穴は根石をとどめるのみである。SB590の南妻柱列と南面築地基底北縁との距離は9m（30尺）ある。なお，このSB590の南・北の妻柱列は，その西にあるSB501の南・北の側柱列と一直線上にある。すなわちSB590の桁行全長とSB501の梁行全長は等しい。ただし両者の柱割はことなっており，SB501の梁行4間分の長さを，SB590の桁行では3間に分割しているという違いがある。 *

建物SB590の東3mには南北溝SD589（長さ20m），西1.5mには南北溝SD592（長さ12m）があり，また北5mには，東西溝SD599がある。これら3つの小溝（幅0.3～0.5m，深さ0.1～0.2m）は，SB590の東・西・北の3方をとりかこむように配置されてはいるが，この建物の雨落溝とはいいきれない。なお，南北溝SD589はこの建物の東側からさらに北に続いて終っており，さらにその北方にも，本来この溝の一部をなした可能性をもつ小溝が断続している。 *

SB600A・B（PLAN 9.11，PL. 14—2）　第11次東

西半部中央（O地区北半）にある南北棟の礎石建物である。この建物は改築しており，当初のものをSB600A，改築後のものをSB600Bとよびわける。SB600Aは6間（20.64m）×2間（6.5m）の建物で，柱間寸法は，桁行3.44m（70/6尺）等間，梁行3.25m（11尺）等間，桁行全長20.64m（69.8尺）である。礎石はのこっていないが，根石（径10～30cm）を径1mほどの範囲に配した跡がみられる。 *

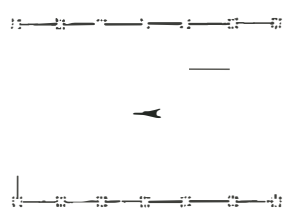

SB600Bは，SB600Aとほとんど同位置に建つ，ほぼ同規模の礎石建物である。柱間数・梁行全長・梁行の柱間寸法はSB600Aと変らないが，桁行全長を19.5m（68.4尺）に短縮しており，これにともなって，桁行の柱間寸法は，3.25m（11尺）となっている。SB600Bは柱穴の重複関係からSB508より新しいことがわかっている。なお，SB600A・Bの北妻柱列は，西方にあるSB510の北妻柱列とほぼ同一線上にあり，両建物の東側柱列間の距離は30m（100尺）となっている。両者の同時存在が考えられる。 *

ただし，SB600Bは，東・西両面に廂をもつ，6間×4間の建物だった可能性が大きい。東側柱北第2柱・北第4柱の東3.25m付近には，根石の名残りのような集石があり，西側柱列第2柱西3.25m付近にも集石がある。SB600Bが廂付建物であった場合には，南7.5mにある

SB590と東側柱列をそろえることになる。なお，東側柱北第5柱の東3mには，凝灰岩2個が南北に並んだ状況でみいだされている。その北1mにある小溝は，さきにSB590についての記述でふれたSD599の北折部分の延長にもあたっている。上記の凝灰岩や，溝SD599は，本来，SB600Bとかかわったものかも知れない。

* **SA612** (PLAN 9, PL. 14—2)　第11次東

中区西半部のほぼ中央（6AAO区O地区北半）にある東西2間(4.7m)の塀である。SB508の目隠塀かとおもわれる。なお，SA612の西南西3mをへだてたところにも，目隠塀とみられるSA511があることは，先に指摘したとおりである。

SA631 (PLAN 12, PL. 13—1)　第11次東

* 西半部の東北端（L地区東）にある東西5間（12.3m）の塀であって，SB540の東北隅柱から東にのびて，塀SA630にとりついており，SA631・SA630が同時に存在したことがわかる。柱間寸法は，西端の1間が2.7m（9尺），他の4間が2.4m(8尺)の等間である。柱掘形は小さい。

SB2181 (PLAN 4)　第20次西

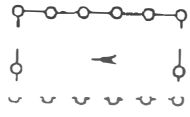

西半部の東半南（M地区の南端）にある5間（11.55m）×3間（6.3m）の南

* 北棟建物である。梁行の柱間寸法が2.1m（7尺）等間であるのに対して，桁行は等間ではなく南3間の柱間寸法はそれぞれ2.45m，北2間ではそれぞれ2.1mとなっている。柱の掘形（方0.5m）は比較的小さい。

SB2190 (PLAN 11, PL. 16—1.2)　第20次西

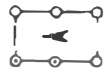

西半部の東半（M地区西南）にある2間（5.9m）×1間（2.95m）の，南北棟建物で

* ある。柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.95m(10尺)等間である。柱の掘形（方0.8m，深さ0.2m）は小さい。西の建物SB585と重なっており，柱の重複関係からみてそれより新しい。

SB2225 (PLAN 12, PL. 16—3)　第20次西

西半部の中央東端（M地区中央）にある3間（5.7m）×2間（4.2m）の南北棟建物である。柱間寸法は桁行1.9m（20/3尺）等間・梁行2.1m（7尺）等間である。柱の

* 掘形（方0.5～0.8m，深さ0.8m）は小さい。

SA2264 (PLAN 11, PL. 16—2)　第20次西

中区西半部の東寄り（6AAO区M地区西）にある南に3個（2間分で5.9m）と南延長線上に1個の計4個が現存するのみである。この北第3柱穴の南には，SK609ほかの土壙があり，それによって壊されたためか，柱穴は連続しない。し

* かし，南延長線上を追うと，南北棟SB2190西側柱列と1直線上にあり，その北第1柱穴とSA2264北第3柱穴との距離(17.7m)は，2.95m（10尺）等間の6間分，すなわちSA2264の6柱穴分に相当する。そしてSB2190西側柱列北第1柱の北2.95mにある1柱穴は，規模（方1m）からみても，北の3柱穴と一連のものとみてさしつかえない。したがって，塀SA2264は，本来，建物SB2190の西側柱列北第1柱の北延長線上に23.6m（8間分）連続したものと考える。

* **SA2268** (PLAN 11, PL. 16—2)　第20次西

中区西半部の東北部（6AAO区M地区北半）にある2間（4.6m）の南北塀である。柱掘形は大きくない（方0.7m）。この塀の北端の柱穴は，西方6.5mにある南北棟建物SB585の北妻柱列の線に一致するから，この建物に付属する目隠塀かと考えられる。

▶ 中区東半部の遺構 (PLAN 5〜6, 13〜17, PL. 2〜4, 17〜26)

中区東半部は，南を南面築地 SA488，西を塀SA630 で画し，東を南北築地 SA838 によって限る範囲であって，6AAO区B・C・D・F・G・H・I・K・L・M・U 地区に相当する。検出した主要遺構は建物23・塀 6 ・井戸 1 ・溝12・土壙19である。

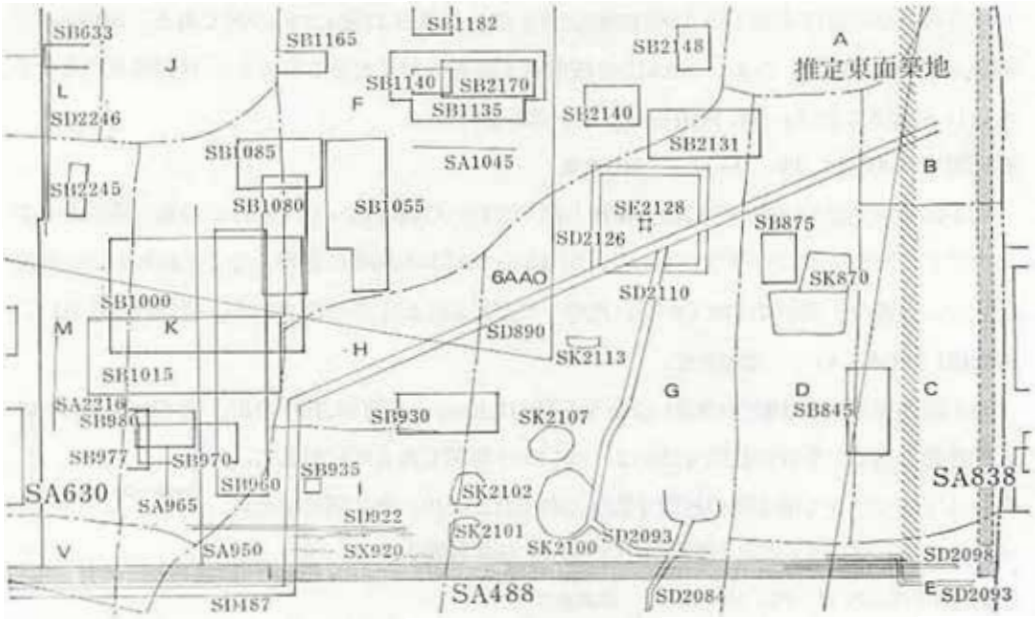

Fig. 17 中区東半部の主な遺構

SD487＝890 (PLAN 5, 13, 15, 16, 20, PL. 18—1, 20—1, 21—3, 22, 35)　第13次西・第20次東　*

中区東半部の東北隅近く（6AAO区D地区東端）から，西南方向に75mほど流れ，ここ（H地区西南端）で南に曲って23m流れたのち南面築地（SA488）の南雨落溝のすぐ南（I地区中央）でさらに西に折れて調査地域外にまで(135m)続く溝である。斜行部分・南流部分をSD890（幅1.5m，深さ0.4m），西流部分を SD487とよびかえている。

SD890は，さらに未調査地域に東北方にのびているが，第82-7次調査によって，既検出部分より，さらに10m東北の部分まで続いていることが判明し(PLAN 20)，斜行部分の全長は 85m以上にたっして南流部分につづいている。この溝は，井戸 SE2128 を囲む方形の溝（SD2126）をこわしており，また途中でこれと交叉する溝SD990・SD922のいずれよりも新しい。SD487は，南面築地（SA488）の南側にそって流れ，築地にともなう南雨落溝（SD910）のすぐ南に，新しく作ったものであって，築地の西端の部分をこえて，さらに西流して，未調査の部分に及んでいる（検出部分の全長150m)。おそらく南北溝SD572（PLAN 7）にそそぐのであろう。なお，このSD487・890がSD536（PLAN 7-8）と共通性をもつことは後にふれるとおりである。

SA630 (PLAN 4・12, PL. 16)　第11次東・第20次西

中区を東半部・西半部に分ける南北塀である。24間分を 64m にわたって検出した。この塀は，北は調査地域北端にたっしており，北面築地にとりつくものとみられ，南は南面築地(SA488) に接続している，ただしこの塀は一線をなさず，北部分と南部分とがくいちがっており，柱掘形の規模もやや異なっている。北部分は 9 間分（25.65m）あり，柱間寸法は2.85m，柱掘方は，南部分のものより大きい（方1.2m)。南

位置し，14間分(41.1m)あり，南面築地SA488にたっしている。そして，南部分北端の柱穴は，北部分南端の柱穴のすぐ西にある。南部分の柱掘形はやや小さい（0.8m)。南部分の柱穴の一部は，土壙SK609などによってこわされているが，柱位置を割りつけていくと，南部分には，柱間寸法が2.85mのところ以外に，それより広い3.15mの個所があることがわかる。すなわち，
＊ 南部分の北第2～5柱間の4間分が，この広い寸法をとっている。この位置は塀のほぼ中央にあたることから，出入口などの存在が想定できる。塀SA630北部分の北第3柱には東西塀（SA631）がとりついており，西方の建物SB540の東西隅柱にたっしている。

なお，塀SA630の東20mには，これと平行する南北塀（SA950）がある。

SB633 (PLAN 12, PL. 13—1)　第13次西

＊ 中区東半部の北西隅近く(6AAO区L地区東)にある2間(5.3m)以上×1間(2.4mの東西棟建物である。東側は未発掘の地域に続いており，桁行全長は明らかでない。柱掘形は方0.8mほどである。

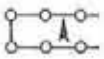

SB845 (PLAN 17, PL. 26—1, 27—1)　第13次東

中区東半部の東端近く（C地区西）にある5間（10.5m)×2間(5.1m)の
＊ 南北棟建物である。柱間寸法は，桁行2.1m(7尺)等間・梁行2.55m（8.5尺）である。柱の掘形（径0.5m，深さ0.3m）は小さい。西側柱列北第2柱の掘形には，柱根の残片があった。なお，棟通りの中央には，柱穴が2個あり，これを間仕切りと考えると，5間の中央に馬道があり，その南北に2間づつの部屋がある建物とみることができる。

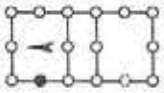

SK870 (PLAN 16, 17, PL. 26—2·3·4)　第13次東

＊ 中区東半部の東端近く（D地区中央）にある，不整形の土壙（東西9m，南北10m，深さ1.3m）である。SB875の東と南とをとりかこむような形をとっている。遺物がみられるのは土壙南半の西から南の縁にかけてである。底が浅いため，保存状況は不良であるが木簡・土器・瓦・木片のほか漆冠の断片かと見られる網状漆製品が出土して注目をひいた。また，土器のなかには，「内裏盛所」の墨書銘をもつ須恵器の盤（PL. 60—63）がある。

＊ **SB875** (PLAN 16, PL. 26—2) 第　13次東

中区東半部の中央東端（D地区北半）にある3間（5.85m)×2間(3.9m)の南北棟建物である。柱間寸法は桁行・梁行ともに1.95m(6.5尺）等間である。柱穴（径0.3m～0.6m，深さ0.15m）は小さいが浅いので，礎石建物と考えている。

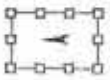

SX920付SD922 (PLAN 5・13, PL. 20—1)　第13次西

＊ 中区東半部（6AAO区I地区）にある石敷である。南面築地（SA488）のすぐ北側にそって東西に続いている（長さ18m，幅2.5～3m)。この石敷の北に接して東西溝SD922（長さ23m，幅0.5m，深さ0.1m）があり，石敷は築地内側の道路面，溝はその側溝と考えられる。石敷の西部分は南北溝SD890によって破壊されており，以西には石敷が残っていない。

SB930 (PLAN 15)　第13次西

＊ 中区東半部の中央南半(G地区西端・H地区東南隅・I地区北東隅)にある5間(12.65m)×2間(5.06m)の，東西棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.53m（8.5尺）等間である。柱の掘形（径0.7m，深さ0.3m）は小さい。柱穴の一部は畦畔下にあり，また後世の攪乱によって破壊された柱穴もある。

SB935（PLAN 5，PL. 20—1）　第13次西

中区東半部（6AAO区Ｉ地区）にある小建物（方1.8m）である。掘形も小さく（0.3m），仮設建物かとおもわれる。なお，この建物の付近には柱掘形がいくつか点在するが，建物としてまとまるものはない。

SA950（PLAN 13，PL. 18）　第13次西　*

中区東半部西寄り（6AAO区K地区）にある南北塀である。11間分あり全長26.1m。南は南面築地（SA488）に接続している。柱間寸法は2.37m（8尺）等間であるが，南から12間目・14間目は1.475m（5尺），13間目は4.13m（14尺）となっており，13間目に門が開かれていたらしい。柱の掘形は小さい（方0.8m）。この塀と先にあげた南北塀SA630南部分とを比較すると，柱間寸法は異なっているが，塀の北端の位置はほぼ一致し，柱穴の掘形の形状も似ていることから，両者が一対をなした可能性もある。なお，塀SA950と建物SB970・SB1000・SB1015とは交叉するが，柱穴の重複関係はない。　*

SB960（PLAN 13，PL. 18—2，19—1·3）　第13次西

中区東半部の西半（K地区東半，Ｉ地区西北）にある11間（32.45m）×２間（5.9m）の，南北棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行ともには2.95m等（10尺）間である。柱の掘形（方1.5m，深さ0.8m）は大きい。この建物の南妻柱列は，中区西半部にあるSB501の南側柱列，SB585・SB590両建物の南妻柱列と同一直線上にある。なお，この建物SB960と重なってみいだされた３棟の建物（SB970·SB1000·SB1080）があり，SB960は柱穴の重複状況から，SB1000·SB1080より新しくSB970より古く造営されたことがわかる。　*

SA965（PLAN 5）　第13次西

中区東半部の西南（K地区南半）にある南北２間（6m）の塀である。掘形（方0.8m）には柱痕跡（径0.2～0.3m）がのこる。この塀の南端の柱位置は，建物SB960の西4.4mにあり，その南端からわずかに南にずれるが，これに付属する目隠塀かと考えられる。

SB970（PLAN 5·13，PL. 18）　第13次西　*

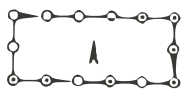

中区東半部の南西（K地区南半）にある５間（12.0m）×２間（4.8m）の，東西棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.45m（8尺）等間である。柱の掘形（方1m，深さ0.3m）のほぼ半数には柱痕跡（径0.3m）があった。

SB977（PLAN 13，PL. 18）　第13次西

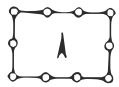

中区東半部の西南（K地区南端）にある南北３間（7.2m）×東西２間（4.8m）以上の建物である。遺構の西側は未調査地域に続いているため，全体の規模は明らかではない。柱間寸法は2.4m等間である。掘立柱の掘形は不揃い（方0.5～0.8m）である。　*

SB980（PLAN 13，PL. 18—2）　第13次西

中区東半部の西半（K地区南端）にある３間（7.2m）×２間（4.8m）の東西棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行とも，2.4間（8尺）等間である。柱の掘形（方0.5m，深さ0.2m）のうち，北側柱列東第２柱の掘形は後世の土壙によって破壊されていた。この建物は，SB970とほぼ完全に重なって検出したが，遺構の上で前後関係を決定することは困難であった。　*

SB1000 (PLAN 13, PL. 18, 19)　第13次西

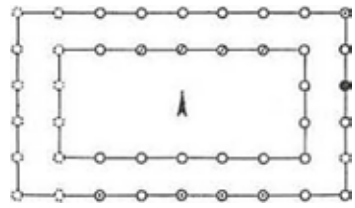

東半部の西半(K地区中央)にある推定8間(6間分17.76m)×5間(13.90m)の東西棟建物であって，4面に廂がつくと推定される(西廂未確認)。桁行の柱間寸法は2.96m(10尺)等間であるが，梁行の柱間寸法は，身舎では2.66m(9尺)，廂では2.96m(10尺)となっている。柱の掘形(方1.3m，深さ0.8m)のうち，東妻柱列北第3柱の掘形には柱根(径0.35m)が残っていた。この建物の桁行の柱間数を8間と推定した理由はつぎのとおりである。この建物の西端は，ちょうど道路の下になっているが，道路の西(M地区)にはあらわれていないので，10尺等間である限りは，柱間数が9間以上になることは考えられない。7間，あるいは8間のいずれかである。そして，東・南・北の3面に廂をもっていることから，西にも廂をそなえた建物とすれば，桁行の柱間数を8間とするのが妥当である。このように考えると，SB1000は，身舎の奥行が3間あり4面廂をそなえるなど，内裏正殿に匹敵する大きな規模をもっている。さらにこの建物は内裏外郭東面築地・西面築地のほぼ中央に位置しており，内裏北外郭の建物のなかで特に重要な役割をそなえたと考える。なおSB1000は柱の重複関係からみてSB960・SB1015より古い。

SB1015 (PLAN 13, PL. 18, 19—2·3)　第13次西

東半部の西半(K地区中央～M地区東端)にある8間(24.0m)×3間(9.0m)の東西棟建物であり，南に廂がつく。柱間寸法は，桁行・梁行ともに3.0m(10尺)等間である。柱掘形(方0.8m，深さ0.6m)のうち南側柱列東第3柱の掘形には柱根(径0.3m)がのこっていた。各東西柱列の西第2柱穴は，道路下にあるため確認していない。建物北半はSB1000とかさなっており，柱の重複関係からみてSB1000より新しい。

SA1045 (PLAN 14, PL. 19)　第13次西

中区東半部の北半(F地区中央)にある塀である。東西5間(2.45m等間)ある。柱穴は小さく(0.2～0.3m)，西でやや北に振れている。

SB1055 (PLAN 14, PL. 18—1, 20—2·3)　第13次西

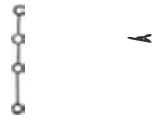

東半部中央北半(F地区西南)にある7間(18.69m)×3間(7.43m)の南北棟建物であって，方向をやや異にしており，北で西に約1度弱かたよっている。この建物の西側には，北から6間に廂がついている。身舎の柱間寸法は，桁行2.67m(9尺)・梁行2.23m(7.5尺)，廂の出2.97m(10尺)である。身舎の柱の掘形(径0.7m，深さ0.4m)より廂の柱の掘形(径0.5m，深0.7m)は小さい。東側柱列北第2柱の掘形には柱根(径0.2m)が残存していた。この建物の西側柱列と，後述するSB1085の東妻柱列とは重複しており，その状況からみて，SB1085よりも新しい。

SB1080 (PLAN 13, PL. 18, 19—1·3)　第13次西

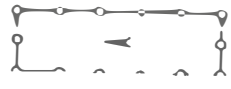

東半部の西半(F地区西端・K地区東端)にある5間(15.0m)×2間(5.4m)の南北棟建物である。柱間寸法は，桁行3.0m(10尺)・梁行2.7m(9尺)である。柱の掘形(1m，径深さ0.3m)は小さい。柱穴の重複状況からみて，SB960・SB1085より古いことがわかる。

SB1085（PLAN 14，PL. 18—1，20—3）　第13次西

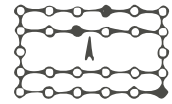

東半部の西半（F地区西～K地区東北端）にあり，SB1080に重複する5間（10.5m）×4間（6.0m）の東西棟建物である。南北両面に廂がつく。柱間寸法は，桁行2.1m（7尺）・梁行1.5m（5尺）である。柱の掘形（径0.8m，深さ0.5m）の3個には，柱根が残存していた。柱穴の重複状況からSB1055に先行しSB1080より新しい。 *

SB1135（PLAN 14，PL. 17—3，21—2，23—3）　第13次西・第20次東

東半部の東半北（F地区中央北半）にある7間（19.67m）×3間（8.43m）の東西棟建物であって，東・西・南の3面に廂がついている。ただし廂はどれも身舎の幅だけついているので，平面は東南隅と西南隅とを欠いた形になっている。柱間寸法は，桁行・梁行・廂の出ともに，2.81m（9.5尺）等間である。廂の柱掘方は身舎の柱掘形（方0.9m，深さ0.5m）よりやや小さい。 *

SB1140（PLAN 14，PL. 21—2）　第13次西

東半部の中央北端（F地区中央北半）にある東西2間（4.8m）×南北1間（3.0m）の建物である。東西の柱間寸法は，2.4m（8尺）等間で，柱の掘形（方0.6m，深さ0.3m）は小さい。柱穴の重複状況からみて，SB1135よりは新しい。 *

SB1165（PLAN 14，PL. 19—1）　第13次西

東半部の中央北端（F地区西北隅）にある2間以上（2間で4.8m）×1間（2.4m）の東西棟建物である。この建物の西端は未調査地域にある。

SB1182（PLAN 14）　第13次西

中区東半部の中央北端（6AAO区F地区北）にある東西2間（5.0m）分の柱掘形である。北の未調査地域に続いている可能性があるために，塀か建物の一部か，いまのところ明らかでない。 *

SD2084（PLAN 6，PL. 2—1）　第20次東

中区東半部東南（6AAO区G地区南）にある溝（幅

から西南に流れ（10m），南に向きをかえて（6.5m），築地回廊SC060の北雨落溝をしている。ただしSD2084の方がそれよりも新しい。 *

SD2093（PLAN 6,）　第20次東

中区東半部（6AAO区G地区南）の南端近くにある溝である。溝SD2110の南端からはじまって東南方向に斜行しており（10m），南面築地SA488にたっすると，その北沿いに東に流れている。1957年に奈良県教育委員会が実施した調査結果によると，この溝は東流（37m）した後，短く南に折れ（3m），ふたたび東に曲っている。注目すべきことは，溝の短い南北部分が，南面築地の位置に相当することであって，築地の下を通る暗渠であった可能性が大きい。SE2128からの排水が，溝SD2110を経てこのSD2093によって東方に流されるわけである。なお，この暗渠部分は，つぎにとりあげる東西溝SD2098と切りあっており，暗渠の方が新しい。 *

暗渠の東に接して南北方向に東面築地があったことを予想し，暗渠がちょうど入隅の部分に位置したものと考えることは，さきにあげたとおりである。 *

SD2098（PLAN 5·6）　第13次東

中区東半部の南端（6AAO区G地区南）にある東西溝（幅0.7m，深さ0.05m）である。南面築

13）浅野 清・伊達宗泰「平城宮跡」『奈良県文化財調査報告』（埋蔵文化財編　第2集）1958，p. 38

地SA488と，ちょうど重なった位置にあるが，築地に先行している。1957年，奈良県教育委員会が実施した調査によって，この溝の東延長部分が確認されており，今回の検出部分をあわせて長さ16m以上続いていることが知られる。

SK2100（PLAN 5·6，PL. 25—1）　第20次東

東半部南端近く（G地区J31地点）にある浅く大きなくぼみ（東西16m，南北14m，深さ遺構面から0.2～0.3m）である。この中に，さらに8個の土壙（SK2102～SK2109）が掘られている。

SK2101（PLAN 5，PL. 25—1·2）　第20次東

東半部の南端近く（G地区H34地点）にある平面ほぼ方形（東西3.5m，南北3.4m）の土壙であって，深さは，遺構面から35cmである。土壙内の埋土は7層にわかれるが，大きく上・下2層に大別できる。すなわち，木簡・木製品・瓦・土器をふくむ暗褐色土層の上に，遺物をふくまない木炭層と灰色砂質土層がおおっており（下層），なお，穴が埋めきらずに凹みとしてのこっていたため，ここに土器をすて，土（黒色砂質土・暗黄褐色土）でおおったらしい（上層）。ただし，上・下層のそれぞれにふくむ土器の間には時期的な差違はあらわれておらず，時間差があまりなかったことがわかる。なお，付近の整地土は数層からなりたっている。この土壙は，整地土の最上面から掘られており，層位的にみて北3mにある土壙SK2102より新しいことが明らかである（Fig.18）。木簡の紀年には，天平18年から天平勝宝2年におよぶ。

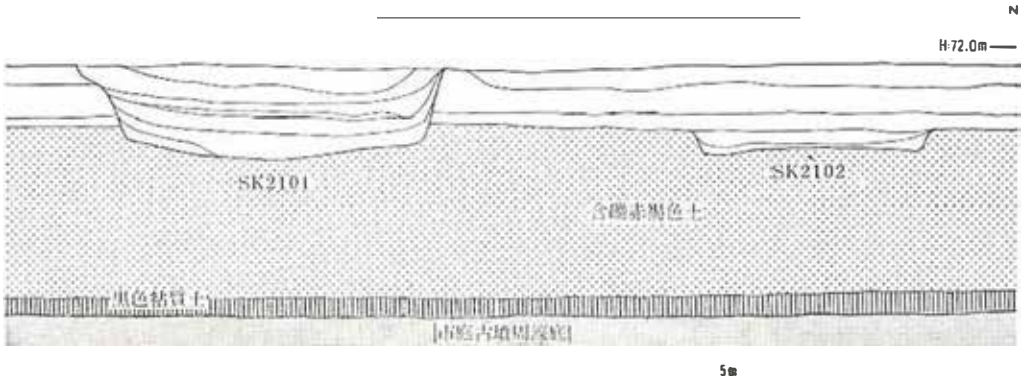

Fig. 18　土壙SK2101とSK2102の層位関係

SK2102（PLAN 5,15，PL. 25—1·3）　第20次東

東半部の南端近く（G地区J34地点）にあり，大きな土壙SK2100の中に掘られた土壙（東西3.8m，南北2.4m，深さ0.3m）である。土壙の底をおおう粘土層（10cm）には遺物はわずかしかみられなかった。その上に，大量の檜皮・木材片から成る有機質と，粘土塊をまじえた層（20cm）が堆積していた。木簡をふくんでいたのは，この有機質層である。この土壙は含礫赤褐色土層の上面に肩をもつことによって，南に近接する土壙SK2101より古いことがわかる。木簡には，神亀5・6年の紀年をもつものがある。また，木簡の内容には造営関係の記載があり，この地域の造営にかかわるゴミ処理の土壙とみられることから上記の年代をあまりくだらずに埋没したものと考える。

SK2107（PLAN 15，PL. 25—1）　第20次東

東半部の南端近く（G地区K32地点）SK2100内に掘られた土壙（東西3m，南北2.1m，深さ遺

構面から0.3m)である。土壙内の最下層には，檜皮を主とする薄い有機質層（5cm）があり，木筒をふくんでいた。この上に重なる砂混り粘土層には遺物はすくなかった。この粘土の上面中央に残された凹みには，また檜皮がつまっていた。この土壙もSK 2102と同様，ゴミ処理用で，一時に埋めたてられたものであろう。なお，この土壙の西南８ｍには，同じSK2100内に掘られたSK2102があるが，これとの相対年代はわからない。 *

SD2110（PLAN 6·15，PL. 22）　第20次東

中区東半部（6AAO区G地区）にある南北溝（幅1.5m，深さ0.2m）である。井戸 SE2128の東南２ｍのところから始まり，やや西に振れて南流した後，南面築地（SA488）の北５ｍの位置で西に曲って，土壙SK2100付近で消滅する。西折する角のところから SD2093が始まって東南に流れることは先述したとおりである。 *

SK2113（PLAN 15）　第20次東

東半部の東半（G地区P30地点）にある土壙（東西3m，南北2m，深さ1m）である。井戸SE2128をめぐる周溝SD2126の西南隅の南８ｍにある。土壙内の埋土は２層にわかれ，下には，灰褐色土（厚さ28cm），上には黒褐色土（厚さ10cm）が堆積していた。土器・瓦の包含状況は，この上・下層でとくにかわることがなかった。このほかガラス小玉が出土した。 *

SD2126（PLAN 16，PL. 22，24—1）　第20次東

東半部の東北（G地区北）にあり，つぎにあげる井戸SE2128の周囲を方形（東西13m，南北12.5m）にめぐる溝（幅1.2m，深さ0.2m）である。この溝がSE2128と直接関係をもつとすれば，礎石の上にたつ，3間×3間程度の，井戸覆屋が想定され，その雨落溝となる可能性がじゅうぶん考えられる。柱掘形も礎石を据つけ痕跡も遺存しないが，溝の中から瓦が多量に出土した。 *

SE2128（PLAN 16，PL. 24，Fig. 19）　第20次東

東半部の東北（G地区北）にある方形の井戸である。周囲に方形の溝SD2126をめぐらしている。井戸の掘形はほぼ方形（南北1.8m，東西1.65m，深さ0.4m）を呈しており，その東北隅が，

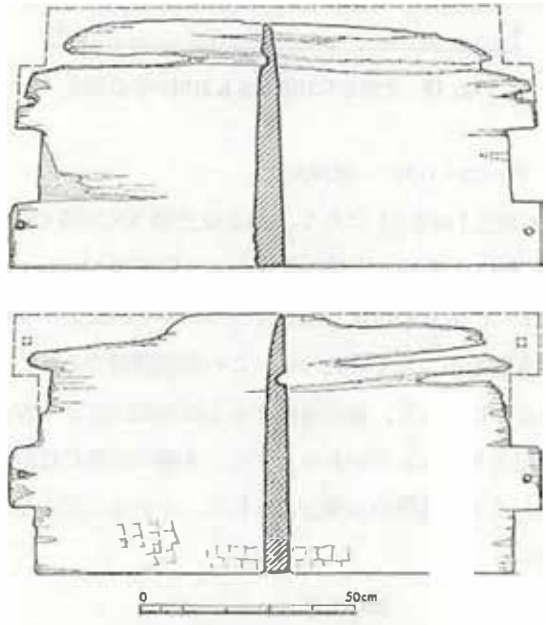

Fig. 19　井戸SE2128の枠板

周溝の中心に位置している。井戸の枠板は，井籠に組んだ最下段が4面にのこっていた。枠板（長さ122.4～123.4cm，幅50.2～59.4cm，厚さ5.6～7.6cm）はヒノキ材をもちいており，南北両辺の枠板には，両端の中央に突出を作り，また，東西両辺の枠板の両端には，これらにおうじた欠きとりを作って組み合せている。なお各枠板には甲・乙・丙・丁の番付がある。

* **SB2131**（PLAN 16，PL. 23—2）　第20次東

東半部の東北（D地区西北端・F地区東南隅・G地区東北隅）にある5間（13.45m）×2間(5.38m）の東西棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.69m（9尺）等間である。西第4柱の棟通りには，間仕切のためとみられる柱の掘形があり，柱の掘形（方0.8m，深さ0.4m）のうち西妻柱列の北第1，第2柱穴には，柱根が痕跡的に

* のこっていた。北側柱列東第2柱穴，東妻柱列の南第1・第2柱穴は後世の破壊によって失われていた。なお，この建物は，市庭古墳前方部周濠を埋めた整地土上に位置し，他の建物（SB875・SB2140），井戸（SE2128），溝（SD2126），土壙（SK870）より一層下の面から検出しており，これらより造営時期が古いことが判明している。なお，各枠板には甲・乙・丙・丁の番付がある。

SB2140（PLAN 16，PL. 23—2）　第20次東

* 東半部の東北（F地区北半）にある3間（6.63m）×2間（4.72m）の，東西棟建物である。柱間寸法は，桁行2.21m（7.5尺）等間・梁行2.36m（8尺）である。柱の掘形（方0.6m，深さ0.

SB2148（PLAN 16）　第20次東

中区東半部の東北（F地区東端）にある3間（5.7m）以上×2間（3.8m）の南北

* 棟建物である。柱掘形（方0.5m）は小さい。また削平によって一部の柱穴は残っておらず，また，北側は未調査の地域に続く。全体の規模は明らかではない。

SB2170（PLAN 14・16，PL. 17—3，23—3，）　第13次西・第20次東

東半部の中央北（F地区中央北半）にある5間（11.85m）×2間（4.44m）の東西棟建物である。柱間寸法は，桁行2.36m（8尺）等間・梁行2.21m（7.5尺）

* である。柱の掘形（方0.6m，深さ0.2m）は小さい。東第4柱の梁行中央には，柱の掘形があることから，ここに間仕切りがあったと考えられる。柱穴の重複関係からSB1135より新しい。

SA2216（PLAN 12，PL. 16—2）　第20次西

中区東半部西端（6AAO区M区東）にある南北5間（10.5m）の塀である。柱間寸法は2.10m等間，柱掘形（方0.8m）の並びは不揃いで，塀の北側がわずかに東偏しており，後述する建物SB2245の西側柱列とほぼ一直線上にある。

* **SB2245**（PLAN 12，PL. 16 2）　第次20西

中区東半部の西端北寄り（6AAO区M区北東）にある3間（6.3m）×1間（2.1m）の，小規模な南北棟建物である。柱間寸法は2.1m（7尺）等間，柱の掘形は小さい（方0.3m）。なお，この建物の西側柱列は，南13.5mにある塀SA2216とほぼ一直線上にある。

* **SD2246**（PLAN 12，PL. 13—1）　第11次東

中区東半部西端（6AAO区L区東）を南北に走る小溝（幅0.5m，深さ0.06m）である。塀SA630北部分の東1mにあって28m続いており，その雨落溝の可能性もある。しかし，塀の南部分では，この溝と塀の柱掘形とが重複しており，共存しえない点で疑問がのこる。

E　東区の遺構 (PLAN 18, PL. 27～32)

内裏北外郭の東区は，内裏外郭の東を画する南北築地 SA705 によって東を限り，西は SA 838 道路をへだてて中区に接している。調査を実施したのはこのうち 6AAB 区 U 地区の小範囲であって，東区の全体の状況を把握するにはいたっていない。検出した主な遺構は，建物 13・井戸 1・土壙 3 であって，このほか，壁が焼けた土壙 2 カ所の存在が注目をひいた。 *

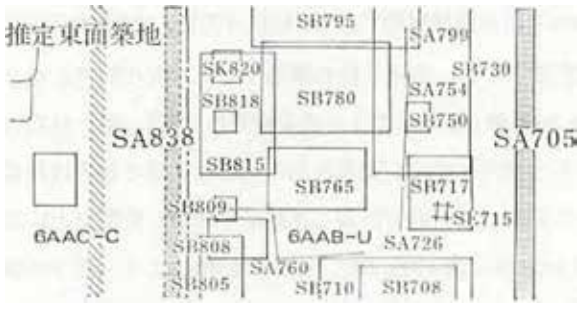

Fig. 20　東区の主な遺構

SB708 (PLAN 18, PL. 29—3)　第13次東

東区の調査範囲（すなわちU地区，以下たんに東区と略す）の南端にある桁行 5 間(11.9m) の東西棟建物である。建物の南半は発掘地域外にあるため梁行全長は未確認である。柱間寸法は，桁行2.38m（8尺）等間であって，梁行もこれに等しいとみられる。柱の掘形（方0.8m，深さ0.3m）は小さい。 *

SB710 (PLAN 18, PL. 29—3)　第13次東

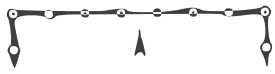

東区の南端にある桁行 7 間（18.76m）の東西棟建物である。やはり南半は調査地域外にあるため未確認である。桁行の柱間寸法は 2.68m（9尺）であり，梁行もこれに等しいとみられる。柱の掘形（方1m，深さ0.6m）のうちには，柱痕跡（径0.4m）をとどめるものがある。 *

SE715 (PLAN 18, PL. 28—3, 29—3, 31—1)　第13次東

東区の東南に位置する井戸である。井戸の掘形の平面形はほぼ方形（方1.3m)で，その中央よりやや東南にかたよって井戸枠が組まれている。

SB717 (PLAN 18, PL. 28—3) 第13次東

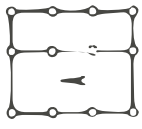

東区の東南にある 3 間（9.0m）× 3 間（7.8m）の南北棟建物であって，東面に廂をもっている。柱間寸法は身舎梁行が 2.4m（8尺）であるほか，桁行・廂の出ともに3.0m(10尺)等間である。柱掘形（方0.7m，深さ0.3m）は身舎，廂とも同じ大きさである。身舎の柱掘形の一部を壊して井戸 SE715 が掘られている。 *

SA726・SA754・SA799 (PLAN 18, PL. 27—3, 29—3)　第13次東

東区にある南北方向の柱穴列である。SA726は井戸SE715の西にあって，南北 3 間(5.4m)，SA754は SA726 のすぐ北にあって南北 5 間（13.0m)，SA799は SA754 の北にあって南北 2 間（6.0m）以上あり，3 者はほぼ直線上にならぶが，それぞれの柱穴列の方位がやや異なっており，柱掘形の形状もやや異なるので，3 条の別々のものと考えた。これらの柱穴列は，塀か建物の建設工事にともなう足場丸太をたてた掘形か，その性格は明らかでない。 *

なお，SA719は築地SA705の西側にある南北の柱穴列で，その性格は明らかでない。

SB730（PLAN 18，PL. 27—2·3，28—1·2，29—1）　第13次東

東区の東半にある6間（17.82m）以上×4間（11.88m）の，南北棟建物である。東西両面に廂がつく。北妻は調査地域外にあるため未確認である。柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.96m（10尺）等間である。柱の掘形（方1m，深さ0.5m）のうち，東入側柱列南第6柱穴の底に凝灰岩切石（長さ0.6m，幅0.48m，厚さ0.2m）が，また，西入側柱列南第2柱穴の底には，やはり凝灰岩切石（長さ0.5m，幅0.4m，厚さ0.25m）がいずれも横たえてあった。後者にかんしては，柱の掘形の埋土中にみいだされた柱痕跡が，この切石上面にまでたっしていることを観察した。これら凝灰岩切石は礎盤かも知れない。この建物SB730は，柱穴の重複関係からみて，のちにのべる2棟の建物のうちSB795より新しくSB765よりも古い。なお，この建物の東側柱列は，SB710の東側柱列と一直線上にあり，同一時期に造営されたものと考える。

SB750（PLAN 18）　第13次東

東区中央東寄り（6AAB区U地区）にある1間×1間の小規模な建物と考えられる。柱間寸法は南北3.6m，東西2.6mほどである。SB780の南廂の東延長線上に柱筋をほぼそろえており，SB780に付属する建物かも知れない。

SA760（PLAN18，PL. 32—1）　第13次東

東区の南半中央にあるL字形の柱穴列である。東西4間（10.6m），南北3間（8m）ある。

SB765（PLAN 18，PL. 29—2）　第13次東

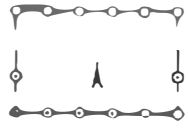

東区の中央に位置する，5間（11.85m）×3間（7.35m）の東西棟建物であって，北面に廂をもっている。身舎の柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.37m（8尺）等間，廂の梁行は2.61m（9尺）である。身舎の柱の掘形（方0.8m，深さ0.5m）は廂の柱の掘形（方0.5m，深さ0.3m）より大きい。東南隅の柱穴には柱根（径0.25m）がのこっており，このほか柱痕跡（径0.25m）をとどめる柱穴があった。なお重複からみてSB765は東に接するSB730より新しい。

SB780（PLAN 18，PL. 27—2，28—1，29—1）　第13次東

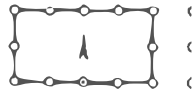

東区の北半にある6間（15.94m）×4間（10.92m）の東西棟建物である。4面に廂がつく。身舎の柱間寸法は，桁行・梁行とも2.51m（8.5尺）等間であって，廂は4面とも2.95m（10尺）である。柱の掘形（方0.4～0.6m，深さ0.2～0.3m）は小さい。

SB795（PLAN 18，PL. 27—2，29—1）　第13次東

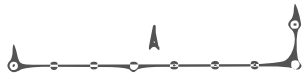

東区の北端に，南側柱列をのぞかせている，桁行7間（20.65m）の東西棟建物である。建物の大半は調査地域外にあり，梁行の柱間数はわからない。しかし，東妻柱列南第2柱穴を検出しており，柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.95m（10尺）等間となっている。柱の掘形（方1.5m，深さ1.4m）には，柱痕跡（径0.3m）をとどめるものがあり，また柱痕跡の周囲に柱をかためるためか小石をつめこんであるものもあった。このSB795の柱穴は地山面で検出した。隣接したSB730，SB780の柱穴はこの上においた整地上面で検出した。この前後関係は柱穴の重複状況からも明らかである。

SX801 (P LAN18, P L.31—4·5)

東区中央の北端で，壁が焼けた土壙を２つみいだした。調査地域北端の壁にかかって検出したものをSX801北，その西南1.4mにあるものをSX801南とよぶ。

SX801北は，長軸を東西にむける隅円長方形の平面形をもつ穴である（長さ144cm，幅90cm，深さ54cm)。火熱によって周壁が底にいたるまで厚く（2cm）焼けているにもかかわらず，底面 *

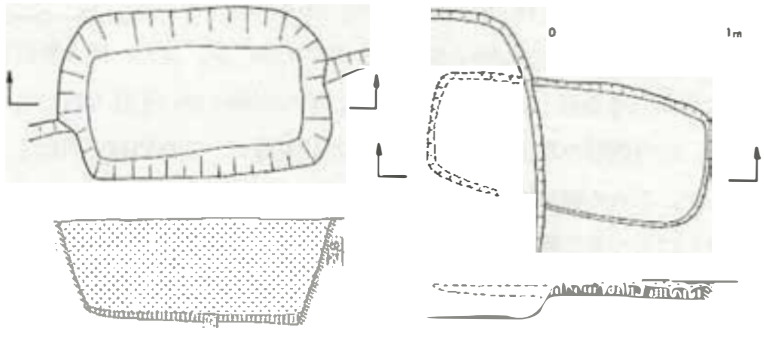

Fig. 21 壁が焼けた土壙　左が北，右が南の土壙

は焼けていない。穴の中には灰が堆積（厚さ５cm)している。SX801南は，SB795の柱穴によって西半をうしなってはいるが，SX801北と同様，平面形は隅円長方形とみられる（残長100cm，幅70cm，深さ16cm)。長軸はほぼ東西にむけ，西側がやや北に偏している。この穴もまた周壁が厚く（３cm）焼け，底面は焼けていない。穴の中には灰が堆積していた（厚さ５cm)。

SB805 (P LAN18, P L.32—1.2) *

東区の西南隅にある，桁行２間以上（２間分で5.94m)×梁行２間（5.30m）の南北棟建物である。南端は調査地域外にある。柱間寸法は，桁行2.97m（10尺）等間・梁行2.65m（９尺）等間である。柱の掘形（方1.2m，深さ0.6m）のうち，東北隅のものには柱根の残片があった。身舎の中央列には別に小さな柱穴（径0.4m，深さ0.2m）が２個ならんでおり，床束柱のあととみられる。柱穴の重複状況からみて，次のSB808より新しい。 *

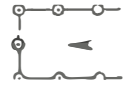

SB808 (P LAN18, P L.32—1.2)

東区の西南隅にある３間（7.08m)×２間（4.72m)の東西棟建物である。柱間寸法は，桁行・梁行ともに2.36m（８尺）等間である。柱の掘形（方0.5m，深さ0.15m）は小さい。

SB809 (P LAN18, P L.32—2)

東区の西南隅近くにある１間×１間の小建物である。 *

SB815 (P LAN18, P L.32—3)

東区の北西隅にあり，身舎の柱間寸法が５間（14.85m)×2間（4.74m）の南北棟建物である。東面に廂をもつ。西端は調査地域外にのびる可能性があり，西面廂の有無はわからない。身舎の柱間寸法は，桁行2.97m(10尺)等間・梁行2.37m（８尺）廂の間は4.45m（15尺)である。両妻柱列の延長線上には，廂柱と身舎柱との中間の，廂柱から1.48m（５尺）の位置に小さい柱穴（径0.2m）がある。これは間柱かとみられる。身舎の柱の掘形（方1m，深さ0.4m）のうち，東南隅のものには，柱根（径20cm)が残存していた。廂の柱の掘形(方0.6m，深さ0.4m）は小さい。SB815の西側柱列はSB805の西側柱列と一線上にあり，両者の同時存在が考えられる。なお，この建物は，土壙SK820を埋め，その上に建 *

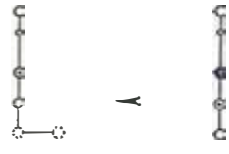

てられている。その土壙には，後にくわしくのべるように，天平19年を下限とする紀年をもつ木簡が多数出土しており，この建物の時期がそれ以降であることがわかる。

SB818 (PLAN 18, PL. 29—1, 32—3)

東区の西端にある，方2.65m（9尺）の小規模な建物である。SB780の南側の西延長線上に柱筋をほぼそろえており，両建物の側柱穴間の距離も柱間寸法とほぼ等しい（3.0m≒10尺）ので，SB818はSB780に付属したものかともみられる。

SK820 (PLAN 18, PL. 29—1, 31)

東区の西北隅（U地区S48地点）にある土壙である。天平19年（747）を下限とする内容豊富な多数の木簡とともに，保存状況のよい多数の土器・瓦・木製品が出土したことによって，今回の調査では最も注目をひく成果をもたらしたことは後論するとおりである。土壙の平面はほぼ方形（方3.8m）を呈しており，底（方3.2m）までの深さは，遺構面から1.7m（地表から2.3m）ある。土壙の底には樹葉を主体とする暗緑色土層（厚さ5cm）が堆積していた。この層には，木簡をはじめとする若干の遺物をふくんでいた。この上には，有機質を多量にふくむ暗褐色土層（厚さ50cm）が堆積していた。厳密にいえば暗褐色を呈するのはこの土層の下部であって，中ほどは黒色，上部は黒褐色を呈しており，また部分的に粘土・細砂の薄層をはさんでいたが，これらは1層の中における変化と認定できるものであった。多量の遺物は，暗褐色土層の全体にわたって，まんべんなくふくまれており，このこともまた土層が短期間に形成されたことをしめしていた。暗褐色土層の上には，土壙上面まで，赤褐色土層が厚く（115cm）つまっていた。この土層には，土器・瓦を少数ふくむが，堆積状況や砂・礫の混在状況からみて，自然に堆積したものではなく，明らかに穴を埋める目的で人為的に投入されたものである。いま土層の土から土壙の埋まり方についての考えをのべたが，同じことは遺物の保存状況からも考えられることである。すなわち，暗褐色土に包含されている大多数の木製品・木片の表面には，磨

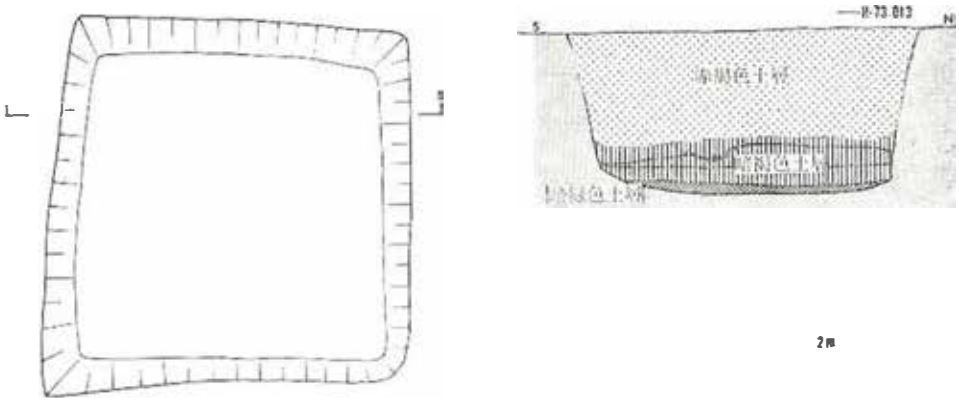

Fig. 22　土壙SK820

滅・剝落や損傷・腐朽のあとをとどめておらず，新鮮な状態にある。これは，これらが，他の滅物木枝・塵介・土砂とともにこの土壙になげすてられた期間そのものが短かかったことをしめすとともに，遺物類がなげすてられた後，長期にわたってそのまま風雨にさらされるような状況下で放置されず，むしろまもなく赤褐色土で埋めもどされたことをしめすものといえよう。このように，この土壙SK820内にふくむ遺物は，短期間のうちにすてられ，すぐに埋められた状態でのこされていた良好な一括遺物ということができるのである。